第明治三十五種郵便物認可

平成２３年（フ）第４２７７号
大阪市大正区鶴町４丁目11番２―1107号、開始決定時の住所大阪市大正区小林西１丁目７番16号
破産者　三田村運送店こと　三田村欽司
1　決定年月日　平成23年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１９４号
堺市北区中百舌鳥町１丁５番地、前住所堺市中区土師町３丁２番13―203号
破産者　豊村　征大
1　決定年月日　平成23年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第５９９号
堺市堺区南旅篭町西２丁２番28号
破産者　西田　万美（旧姓祢酒）
1　決定年月日　平成23年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１４号
長崎県対馬市美津島町大船越530番地
破産者　松村　良幸
1　決定年月日　平成23年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２２年（フ）第１５２号
岩手県大船渡市猪川町字冨岡59番地11、開始決定時の住所岩手県大船渡市猪川町字冨岡130番地１
破産者　山田　賢一
1　決定年月日　平成23年12月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２３年（フ）第４４５号
仙台市青葉区葉山町４番１号
破産者　近藤　詠子
1　決定年月日　平成23年12月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第９２８号
横浜市金沢区泥亀１丁目15番16号　ライフモリ１号館103号室
破産者　山崎　昭則
1　決定年月日　平成23年12月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２９６２号
神奈川県三浦郡葉山町一色637番地の５
破産者　中丸　憲二
1　決定年月日　平成23年12月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３７１５号
横浜市神奈川区西寺尾４丁目24番２―301号
破産者　川島　匡純
1　決定年月日　平成23年12月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７７５号
神奈川県海老名市さつき町45番地の４　グランドソレイユ405
破産者　近藤　　梓
1　決定年月日　平成23年12月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５９１号
兵庫県西宮市甲子園口３丁目３番３―203号
破産者　八剣伝門戸厄神店こと　森岡　純一
1　決定年月日　平成23年12月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第９３号
神戸市垂水区小束山２丁目７番地の７、開始決定時の住所神戸市西区宮下１丁目８番24号
破産者　大山日登志
1　決定年月日　平成23年12月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第６８号
鳥取県鳥取市鹿野町岡木90番地
破産者　髙田　建己
1　決定年月日　平成23年12月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

免責許可決定

平成２３年（フ）第４５０号
静岡県焼津市下小田639番地の４
破産者　増井佐枝子
1　決定年月日　平成23年12月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４８７号
静岡県藤枝市音羽町６丁目22番地の１　グリーンハイツ原202号、旧住所静岡県藤枝市高柳2433番地の８
破産者　平清水弘樹
1　決定年月日　平成23年12月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５８０号
静岡市駿河区丸子新田478番地の７　ＳＡＭＩＡ21―102号
破産者　横田川和美
1　決定年月日　平成23年12月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５８１号
静岡市駿河区丸子新田478番地の７　ＳＡＭＩＡ21―102号、住民票上の住所静岡市駿河区西島1008番地の８　櫻井商事運輸本社
破産者　片岡　光雄
1　決定年月日　平成23年12月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５９３号
静岡県焼津市利右衛門1962番地　アイハイツＢ101
破産者　鈴木　一夫
1　決定年月日　平成23年12月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７３号
京都府亀岡市大井町小金岐２丁目16番17号
破産者　鶴田　継信
1　決定年月日　平成23年12月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所園部支部破産係